

大阪市立中津小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「子どもがいきいきしている学校づくり推進」のため、「中津小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下をあげる。

- ① 日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。
- ② 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う
- ③ 児童が自己肯定感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ④ 児童理解に努め、いじめが発見された場合は、正確な実態把握に努め、互いの児童を配慮して、学校組織として適切な対応をする。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学習準備、発言、聞き方等の学習規律を徹底し、どの児童も学習に集中して取り組ませる。
- ② 一人ひとりを大切にしたい、わかりやすい授業づくりに努める。
- ③ 授業研究会、研修会を計画的に実施することで、教員の指導力向上をはかる。

(2) 自己肯定感を高めるために

- ① 年間を通してなかよし班活動（異学年たてわり班）に取り組み、年少者を思いやる気持ち、年長者を敬う気持ちの育成をはかる。
- ② 学級ごとに、児童が互いに認め合ったり自己を振り返ったりする活動を通して、自己肯定感を高める場をもつ。
- ③ 学級・学年、学校全体で児童を認め、ほめる指導を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 発達段階に応じて、いじめの構造を理解させるようにし、いじめを許さない・見逃さない学級集団を作る。
- ② 児童の小さな変化も見逃さないよう、教職員のいじめに対する意識を高める。
- ③ 学校教育のさまざまな場面で、命の大切さを取り上げて学習する場を設ける。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日常的に休み時間、清掃時間、放課後などの観察や子どものささいな変化に気づくようにする。
- ② 定期的なアンケート調査を行い、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③ 家庭との連携を密にし、家庭内でのいじめの訴えや言動の変化をすぐに連絡・相談できる信頼関係を構築する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、管理職に報告し、速やかに組織的に対応する。さらに全教職員が情報共有し、問題解決に取り組む。
- ② いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際は児童の自尊感情を高め、プライバシーに十分配慮する。その日のうちに家庭訪問等により、迅速に保護者に伝える。
- ③ いじめられた児童の心情を第一にもっとも信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支えられる体制を整える。その後の学習活動も安心して取り組める環境確保につとめる。

- ④ 加害児童には、謝罪等の形式的なものだけではなく、本人の今後の社会性向上、人格成長を観点に毅然とした指導を行う。「いじめは人間として絶対に許されない」こととして、自分の行為の責任を自覚させる。また、加害児童の抱える問題にも目を向け、当該児童の以降の健全な成長に配慮する。
- ⑤ いじめを傍観していた児童にも自分たちの問題としてとらえさせ、「いじめは、人間として絶対に許されない」行為として、根絶しようという意識をもたせる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

① 児童理解報告会（定例：月1回）

【構成】 全教職員

【内容】 いじめを含む生活指導上の諸問題について（不登校、虐待疑い、ネグレクト、問題行動他）情報共有する。また、内容により子供サポートネット（スク2）につなぐかどうか判断する。

【年間計画】

●いじめアンケート調査（児童対象） 年3回（6月、11月、2月）

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ① ホームページ、学校だより等による情報発信・啓発を行う。
- ② 必要に応じて、学校協議会へ提案を行う。
- ③ 必要に応じて、地域諸団体や関連機関との連携をはかる。

(3) 取組内容の検証

- ① PDCAサイクルを活用したり、「運営に関する計画」と関連付けたりして取組み内容を検証する。
- ② 取組み評価アンケートの実施や未然防止の推進。再発防止に関しての改善方法などにより取組み内容を検証する。

7. 重大事案への対処

● 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、すみやかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

○正確な事実把握に基づき、指導。支援体制を組む。

・いじめ対策委員会を開く。

※校長の権限と責任の下、管理職、生活指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任、学年教員、さらに必要に応じて心スクールカウンセラー。

○いじめられた児童の安全を確保する。

○いじめた児童が自らの行為の責任を自覚できるように指導する。

○必要に応じては所轄の警察署と連携して対応する。

○いじめの背景に目を向け、解決できるよう支援する。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

